

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

媛 県 発行 愛梦

第1527号

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 1 月27日火曜日 第1527号

#### 次 ♦ 告 示

新たに生じた土地の確認(御荘町)	83
字の区域の変更 ( " )	83
一部事務組合の解散(8件)	83
特定鳥獣保護管理計画の作成に関する公聴会の開催	84
特定鳥獣の狩猟期間の延長に関する公聴会の開催	84
救急病院の協力申出	84
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要	85
村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧	85
市営土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧(2件)	85
道路の供用開始(県道新居浜港線)	85
道路の区域変更(一般国道 441 号)	86
道路の供用開始( " )	86
道路の供用開始(県道後柿之浦線)	86
公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の変更	87
任 免 辞 今	

平成15年4月1日付け第1444号外2愛媛県監査委員規程第1号 (愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程)中......87 平成15年4月1日付け第1444号外2愛媛県人事委員会規則3-18 (愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する規則) 中......87 平成15年4月1日付け第1444号外2愛媛県議会訓令第1号(愛 媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令)中......87 平成15年4月1日付け第1444号外2愛媛県公営企業訓令第1号 (愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令)中...87

#### 告 示

# ○愛媛県告示第 142 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規 定により、御荘町長から公有水面の埋立てにより新たに生じ た次の土地は御荘町の地域であることを確認した旨の届出が あった。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
御荘町猿鳴319の地先	444 ,44

# ○愛媛県告示第 143 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定 により、御荘町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届 出があった。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

ラの夕称	左記の区域に編入する新たに生し	じた土地
字の名称	区域	面 積 (平方メートル)
猿鳴	御荘町猿鳴319の地先公有水面埋立地	444 .44

### ○愛媛県告示第 144 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により 、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称 宇摩地区広域市町村圏組合
- 2 組合の事務所の位置 伊予三島市中央 5 丁目 9 番54号
- 3 組合の解散年月日 平成16年3月31日

# ○愛媛県告示第 145 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により 、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称 銅山川上水道企業団
- 2 組合の事務所の位置 伊予三島市村松町 236 番地
- 3 組合の解散年月日 平成16年3月31日

#### ○愛媛県告示第 146 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により 、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 組合の名称 銅山川工業用水道企業団
- 2 組合の事務所の位置 伊予三島市村松町 236 番地
- 3 組合の解散年月日 平成16年3月31日

# ○愛媛県告示第 147 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条の規定により 、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 組合の名称

銅山川疎水組合

2 組合の事務所の位置

伊予三島市宮川4丁目6番55号

3 組合の解散年月日 平成16年3月31日

#### ○愛媛県告示第 148 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 288 条の規定により 、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 組合の名称

中山川水道企業団

2 組合の事務所の位置 東予市

3 組合の解散年月日平成16年1月31日

#### ○愛媛県告示第 149 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 288 条の規定により 、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 組合の名称

三瓶町明浜町衛生事務組合

2 組合の事務所の位置

東宇和郡明浜町大字田之浜1958番地

3 組合の解散年月日

平成16年3月31日

# ○愛媛県告示第 150 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 288 条の規定により 、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 組合の名称

東宇和衛生事務組合

2 組合の事務所の位置

東宇和郡野村町大字阿下 6号 200 番地

3 組合の解散年月日

平成16年3月31日

#### ○愛媛県告示第 151 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 288 条の規定により 、次のとおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 組合の名称

東宇和事務組合

2 組合の事務所の位置

東宇和郡宇和町大字卯之町二丁目 377 番地

3 組合の解散年月日平成16年3月31日

#### ○愛媛県告示第 152 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律 第88号)第7条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を 開催する。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成16年2月19日(木) 午後1時30分
- 2 場所 松山市持田町三丁目 8 15

愛媛県総合社会福祉会館 4階 第1会議室

- 3 案件 イノシシ適正管理計画の作成
- 4 問い合わせ先

県民環境部環境局自然保護課(電話089 912 2368)

## ○愛媛県告示第 153 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律 第88号)第14条第3項において準用する同法第7条第4項の 規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 日時 平成16年2月19日(木) 午後1時30分
- 2 場所 松山市持田町三丁目8-15

愛媛県総合社会福祉会館 4階 第1会議室

- 3 案件 特定鳥獣の狩猟期間の延長
- (1) 狩猟期間を延長する特定鳥獣の種類 イノシシ
- (2) 狩猟期間を延長する区域 愛媛県全域
- (3) 延長する狩猟期間

愛媛県イノシシ適正管理計画の期間(平成16年4月1日から平成19年3月31日まで)内において、毎年2月16日から3月15日まで

4 問い合わせ先

県民環境部環境局自然保護課(電話089 912 2368)

# ○愛媛県告示第 154 号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令 第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名	称	所	在	地	開	設者名	認 定 の 有効期限
町立野村	対病院	東宇和村9号	口郡野村町 号53番地	大字野	野	村 町	平成19年 1月9日 まで

# ○愛媛県告示第 155 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において 告示の日から1月間縦覧に供する。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から 聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた 意見の概要
今治くすのきガーデン	今治市旭町三丁目 2 番地 4	駐車場出入口において来客車両の出入庫の 際の安全対策を講じること。	主要地方道今治・波方港線側出入口において歩行者の安全確保を図るとともに、退店車両の右折対策を講じること。

#### ○愛媛県告示第 156 号

美川村から協議のあった村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・黒藤川下地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
  - (1) 村営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・黒藤川下地区)計画書の写し
- (2) 美川村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成16年1月28日から2月25日まで

3 縦覧場所 美川村役場

## ○愛媛県告示第 157 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業(農業用用排水施設整備事業・尾股地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1 月27日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業(農業用用排水施設整備事業・尾股地 区)変更計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成16年1月28日から2月25日まで
- 3 縦覧場所 松山市役所

#### ○愛媛県告示第 158 号

松山市から協議のあった市営土地改良事業(農業用道路整備事業・尾股地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業(農業用道路整備事業・尾股地区)変 更計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成16年1月28日から2月25日まで
- 3 縦覧場所 松山市役所

#### ○愛媛県告示第 159 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	新居浜港線	新居浜市滝	の宮町乙72	番13					平成16年 1 月27日

# ○愛媛県告示第 160 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線	名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考				
一般国道	441号		東宇和郡野村町大字白髭 1 号112番 2 から 同大字 2 号164番 2 まで	IB	メートル 38~14.6	キロメートル 0.082					
			10/17 2 3 104 II 2 8 C	新	14 5 ~ 52 &	080.0					
"	"		東宇和郡野村町大字白髭 2 号164番 2 から	旧	3.6~ 9.0	0 .145					
			同大字 2 号167番 2 まで	新	36 8~39 3	0 .128					
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	" "		東宇和郡野村町大字白髭 2 号167番 2 から	旧	6 4~41 5	0 .153					
,,			同大字 1 号168番 2 まで	新	17 8~70 .7	0 .122					
,, ,,	,,		東宇和郡野村町大字白髭 1 号168番 2 から	旧	3 5~33 5	0 .063					
"	"		同大字 1 号180番まで	新	12 8~39 3	0 .043					
"			東宇和郡野村町大字白髭 1 号180番から			0 .063					
"	"		同大字 1 号250番 2 まで	新	28 .4 ~ 49 .3	0 .061					
							東宇和郡野村町大字白髭 1 号183番地先から 同大字 1 号308番地先まで	旧	3 4~13 9	0 344	
II	"		東宇和郡野村町大字白髭 1 号250番 2 から 同大字 1 号312番 2 まで	新	11 5~42 9	0 306					
			東宇和郡野村町大字白髭 1 号308番地先から 同大字 1 号321番地先まで		3 9~10 0	0 .150					
"	"		及 び 東宇和郡野村町大字白髭 1 号312番 2 から 同大字 1 号321番地先まで	IE	20 0~42 0	0 .133					
			東宇和郡野村町大字白髭 1 号312番 2 から 同大字 1 号321番地先まで	新	13 0~42 0	0 .133					

# ○愛媛県告示第 161 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
一般国道		441号		東宇和郡野			番 2 から				平成16年 1 月27日

# ○愛媛県告示第 162 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成16年1月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

ì	道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
ļ	杲	道	後	柿之浦	線	北宇和郡津 同字488番1		越479番 4 1	)\S				平成16年 1 月27日

### ○愛媛県告示第 163 号

愛媛県県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり変更し、平成16年4月分の家賃から適用する。

平成16年 1 月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

設置所在地名	団地名	建設年度	構造別	数	値	備	考
八幡浜市国木	神山	58	耐火	0 .7	7980	第1号 る。	棟に限

## 任免辞令

# ○任免辞令

1月3日

愛媛県技術吏員 木 原 栄 藏

死亡

# 正 誤

#### 〇正 誤

平成15年4月1日付け第1444号外2愛媛県監査委員規程第1号(愛媛県監査事務局規程の一部を改正する規程)中

ページ	箇	所	誤	正
32	下から7	行目	第12条中「失書し 」を「明記し」に、	第12条中「朱書し 」を「明記し」に、

# ○正 誤

平成15年4月1日付け第1444号外2愛媛県人事委員会規則 3-18(愛媛県人事委員会事務局処務規則の一部を改正する 規則)中

ページ	箇	所	誤	正
34	下から	3 行目	第13条第2項中「 失書し」を「明記し」に改める。	

# 〇正 誤

平成15年4月1日付け第1444号外2愛媛県議会訓令第1号(愛媛県議会事務局規程の一部を改正する訓令)中

- 111, - 1, 11 - 111, - 111 - 111, - 111, - 111, -

ページ	箇	所	誤	正	
37	下から10行目		第12条中「失書し」を「明記し」に改め、	第12条中「朱書し」を「明記し」に改め、	

# ○正 誤

平成15年4月1日付け第1444号外2愛媛県公営企業訓令第1号(愛媛県公営企業事業所処務規則等の一部を改正する訓令)中

ページ	箇 所	誤	正
37	第2条3行目	第7条中「失書し」を「明記し」に改める。	第7条中「朱書し」を「明記し」に改める。
37	第3条3行目	第7条中「失書し」を「明記し」に改める。	第7条中「朱書し」を「明記し」に改める。

 平成16年 1 月27日	変	 <u> </u>	第1527号
 <del></del>		 	
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l
			l